

記入上の注意(6欄~13欄)

秘

統計法による
指定統計第30号

労働力調査票 昭和年月分

総理府統計局

(2か月目)

- 6 月末1週間に仕事をしたかどうかの別
「仕事」というのは、収入(給料・賃金・手取料・賞賛収益など)をともなう仕事をことです。

被従事者が自家営業(個人経営の商店・工場等農家など)に従事した場合は、無給であっても仕事をしたことになります。

内職や臨時にした仕事でも、ここをいう仕事です。

1 おもに仕事……おもに勤め先や自家営業などの仕事をしている場合

2 通学のかたわらに仕事……おもに通学していて、ほかに少しでも仕事をした場合

3 家業などのかたわらに仕事……おもに家業などををしていて、ほかに少しでも仕事をした場合

4 仕事を休んでいた……仕事を少しもしなかったへのうち、つづけの人をいます。

ア 嘸れています人が、嘔れていますまで、店舗や販賣などのため少しも仕事をしなかったが、給料・料金をもらうことになっている場合

イ 自営業主が、自分で經營する事業をもったままで、店舗や販賣などのため少しも仕事をしなかつたが、仕事を休みはじめてから20日以内にならない場合

5 仕事を探してく人に仕事……仕事を少しもしなかった人のうち、仕事を探してく人に申込んだり、公共職業安定所に申し込んたり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、または事業者はじめるための資金・資材・設備などの調達をしている場合以前に求人活動をして、その結果を待っている場合も含めます。ただし、仕事を始めた場合、その仕事にすぐつくことができる場合は限りです。

6 通学……少しも仕事をしないで、おもに通学している場合

7 家事……少しも仕事をしないで、自分の家やおもに炊事や育児などの仕事をしている場合

8 その他(老夫婦など)……1から7までのどれにもみてはまらない場合

7 月末1週間に仕事をした時間

本業・副業・内職・家業のない人、臨時の仕事・アルバイトなどした時間をすべて含めてください。

残業や早出をした時間もすべて、含めてください。

ア 事業の仕事をした時間には、耕作・除草・施肥などはもろん肥料の仕事なども含めます。耕作・除草・施肥などの作業をした時間もすべて含めてください。

イ 商店などで就業時間がはっきりきめられないときは、商店から開店までの時間から就業に該当しない時間(食事や休憩などの時間)を差し引いて仕事をした時間と計算してください。

なお、自分の家の家事・屋根の修理などの仕事などをした時間は含めません。食事の時間・休憩時間・通勤時間なども含めません。

「仕事の内容」欄(8欄から12欄まで)に記入する仕事について月末1週間に2つ以上の仕事をした人は一番長い時間した仕事をについて8欄から12欄まで記入します。

8 従業上の地位

「自営業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・税理士・会計師・行商人などをいいます。

9 勤め先・業主などの名称

別にお配りした

「記入例」を参考

にしてください。

10 勤め先・業主などの事業の種類

別にお配りした

「記入例」を参考

にしてください。

11 本人の仕事の種類

別にお配りした

「記入例」を参考

にしてください。

12 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

別にお配りした

「記入例」を参考

にしてください。

13 転職などの希望の有無

「転職・転業を希望する」とは、雇われている人が自分で事業を始めたとか、勤め先を変えたいと考えている場合や、自営業の事業主を手伝っている人が、勤め人になりたいとか、尚書がえをしたいと考えている場合をいいます。

同じ会社のなかで勤務、職場、仕事の種類を変えたいという場合は、転職・転業の希望があるといえません。

「その仕事を探している」とは、その仕事を人に頼んだり、公共職業安定所に申込んで、新聞の求人広告に応募したり以前に求人活動をして、その結果を待っている場合も含めます。

ただし、仕事を始めた場合、その仕事にすぐつくことができる場合は限りです。

6 通学……少しも仕事をしないで、おもに通学している場合

7 家事……少しも仕事をしないで、自分の家やおもに炊事や育児などの仕事をしている場合

8 その他(老夫婦など)……1から7までのどれにもみてはまらない場合

月末1週間に仕事をした時間(第2面7欄)

についてのおねえ書き欄

この欄は第2面7欄に月末1週間の時間数を記入するときのおねえ書き欄と利用してください。月によって仕事をする時間がきまっていないような人は、毎日の仕事をした時間とこの欄に記入するようにしてください。

氏名	時間 分				
第1日					
第2日					
の					
仕					
事					
を					
し					
た					
第6日					
時					
間					
1週間の					

— 第 3 面 —

お願い

先月の調査にご協力いただきありがとうございました。

引き続き今月の調査もよろしくご協力ください。

記入する前にお読みください

○ 調査票にはあなたの世帯にふだん住んでいる人をもれなく記入してください。

ふだん住んでいる人は、月末現在(ただし、12月は26日現在)

あなたの世帯にすでに3か月以上住んでいるか、または3か月以上にわたって住むことになっている人をいれます。

記入しなければならない人

家庭

住込みの雇い人

那屋代・食費などを払っている人

の旅行に出かけなどで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にわたりないときはあなたの世帯に記入しますが、3か月以上にわたるときは、旅行や出かけ先で調査票

されます。

○ 院長・保健所などの公務員のうち、入院してから3か月以内にいる人は、世帯に記入します。

○ 記入しなければならない人

あなたの世帯に記入してください。

つぎのような人たちは、よくに注意してください。

間借りまたは同居している人

○ 単身で間借りしている人や、半身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、ひとりひとり別の調査票に記入します。

○ 家族といっしょに同居しているれば、その家族ごとに別

の調査票に記入します。

寄宿舎・独身寮などに住んでいる人

会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・学生はひとりひとり別の調査票に記入します。

○ 記入する欄

あなたの世帯に記入(ただし、12月は26日現在)する

15才以上の人のについて、第2面の「15才以上の人について記入する欄」に記入してください。

○ 世帯主の方は世帯番号「1」の欄に記入してください。

○ 15才以上の世帯はが6人以上で1枚の調査票に記入でき

ないときは、別の調査票を使用してください。

○ 調査票に記入するときは、別にお配りした記入例を参考にしてください。

○ 調査票の質問事項の記入がわたりましたら、内容をよく調べたうえ、第2面の世帯主氏名欄に氏名を記入し押印して調査員に渡してください。

なお、電話があればその番号も記入してください。

3か月以上入院している人は記入先で記入されます。

この調査では、15才以上の人のについて月末1週間(ただし、12月は20~26日)に少しでも仕事をしたかどうか、何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたかなど、月末1週間のありのままの状態を記入していただきます。

たとえば、ふだん仕事をしない人でも、この1週間にたま

ま臨時で仕事を少しだけすれば、その1週間につけられ

て記入します。

たとえば、ふだん仕事をしない人でも、この1週間にたま

ま臨時で仕事を少しだけすれば、その1週間につけられ

て記入します。

もちろん、ふだんしている仕事をこの1週間にもした人は、その仕事についてこの1週間にもした人は、

その仕事についてこの1週間にもした人は、

その仕事についてこの1週間に